

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	令和2年12月15日（火）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時37分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	濱本委員長、酒井副委員長、松田・中村（岩雄）・松岩・ 佐々木各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、 選挙管理委員会事務局長ほか関係理事者 （会計管理者、監査委員事務局長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村岩雄委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「令和3年度組織改革（案）について」

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

令和3年度組織改革（案）については、令和2年第3回定例会の総務常任委員会で報告いたしましたが、本常任委員会でもその概略について説明させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

今回の組織改革は、人口減少や少子高齢化が進行する中、多様化する市民ニーズや社会情勢の変化などに的確に対応できる組織体制を構築するために行うものであります。

まず、「1 基本的な考え方」として3点。「2 具体的な取組方向」としても3点。それぞれお示ししております。「3 部の編成」につきましては、福祉部と医療保険部を廃止し、こども未来部と福祉保険部を新設いたします。新設することも未来部、福祉保険部の体制、主な業務は記載のとおりです。

2ページ目になります。

「4 業務の移管など（部の編成を除く）」については、新設する部を除き、部と部の間で移管となる業務を記載しております。

3ページ目になります。

「5 部・室・課の増減」につきましては、部、室の増減はございませんが、課の数は二つの減となります。

「6 執務室の移転」につきましては、令和3年4月～6月にかけて行うこととしております。詳細は4ページ、別紙の右側を御覧ください。

最後に、組織改革に関わる条例案として、今定例会に議案第8号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案を提出しております。

○委員長

「小樽市強靱化計画の策定について」

○（総務）企画政策室内山主幹

小樽市強靱化計画の策定について報告いたします。

第3回定例会総務常任委員会におきまして、小樽市強靱化計画の策定に関する進捗状況やスケジュールをお知らせしたところでございますが、その報告以降、パブリックコメントの実施と第6回策定会議における審議を経て、令和2年11月9日に小樽市強靱化計画の策定が完了いたしました。

完成しました強靱化計画につきましては、11月中旬に各議員の皆様へ、概要版と併せて机上配付させていただいたところでございます。そのほか、市ホームページへの掲載のほか、市役所別館庁舎1階の市政コーナー、図書館、駅前・銭函・塩谷の各サービスセンターに備え付けております。

○委員長

「令和2年第3回石狩湾新港管理組合議会定例会について」

○（総務）企画政策室高山主幹

令和2年第3回石狩湾新港管理組合議会定例会が、去る11月16日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案はなく報告が2件ございました。

報告第1号が、令和元年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算に関する件で報告のとおり認定されました。

また、報告第2号により、専決処分報告の件が報告されました。

○委員長

「令和2年度小樽市総合教育会議の開催について」

○（総務）企画政策室布主幹

令和2年度小樽市総合教育会議の開催につきまして御報告いたします。

小樽市総合教育会議は、平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、27年度より開催しております。今年度につきましては、令和2年10月29日、教育委員会庁舎内で5名の傍聴者の下、開催をしております。

議題につきましては、拡充事項の活用状況、文化財・社会教育施設の活用、冬期間の通学路等の安全確保、コロナ禍における教育の対応、その他、以上五つを議題とし、市長、教育長のほか4名の教育委員により議論したところでございます。

議論内容等につきましては、小樽市ホームページに掲載し、公表をしております。

○委員長

「小樽市学校施設長寿命化計画（案）について」

○（教育）施設管理課長

小樽市学校施設長寿命化計画（案）について御報告いたします。

お手元の資料に基づき御説明いたします。

まず、目次を御覧ください。文部科学省から示されております策定項目から、既に計画を実施済みの他市を参考に全5章の構成で作成しております。

続いて、章ごとに説明させていただきます。

1ページ目を御覧ください。第1章といたしまして、当計画の背景、目的について記載してございます。本計画の策定目的を記載し、2ページでは、国の経過と合わせ、本市の計画の位置づけとして第7次小樽市総合計画を最上位計画、小樽市公共施設等総合管理計画を上位計画として、学校施設整備の方針や水準を示し、学校施設の長寿命化を図る計画として記載してございます。

続いて、3ページを御覧ください。対象施設の小・中学校を記載してございます。

続きまして、4ページを御覧ください。「第2章 学校施設の目指すべき姿」になってございます。

6ページまでは関係計画の抜粋となっております、7ページにおいて国が示した報告書の内容を参考とし、関連計画と整合性を図るよう、目指すべき四つの施設として記載してございます。

続きまして、8ページを御覧ください。「第3章 学校施設の状況」についてでございます。

公共施設における分野別の延べ床面積の割合でございまして、学校教育系施設が多くなっていることが御確認いただけます。

続きまして、9ページ、10ページでございます。学校施設の概要を記載してございます。

11ページでは、第7次小樽市総合計画での地区区分設定における学校施設の配置図を記載してございます。

続いて12ページを御覧ください。昭和56年に施行された耐震基準を境にして、旧耐震基準と新耐震基準の学校施設の割合が半々であることが確認いただけます。

続いて、13ページ、14ページでございます。令和2年5月1日現在の小・中学校別の児童・生徒数と学級数について。

15ページでは、これまでの実績及び今後の推計状況を記載してございます。

次に、学校施設の老朽化状況といたしまして、16ページ、17ページを御覧ください。耐震安全性ですが、旧耐震基準の割合は耐震診断を実施し、基準の数値以下の場合には耐震補強を実施する流れについて記載してございます。備考欄にて補足説明をしてございます。

劣化状況評価につきましては、18ページの国の解説書の算定方法に基づいた算出結果となっております。

続きまして、22ページを御覧ください。学校施設における課題についてです。

旧耐震基準では、耐震診断が必要となります。本市では、一部学校で未実施となっており、優先的に必要な措置を講じる必要があること、計画的に維持管理を進めていく必要があることについて記載してございます。

次に、23ページ～28ページにつきましては、今後の維持・更新コストについて記載してございます。

学校施設の長寿命化を行わず改修周期を50年で維持管理する従来型が23ページ、長寿命化型として25ページの事業手法設定の更新により施設整備費の平準化を図ったパターン2が26ページとなります。各学校をグループ分けした結果につきましてはの表が27ページ、28ページとなります。

続きまして、29ページを御覧ください。「第4章 学校施設整備の基本的な方針」についてです。

これまでの改修コストの考え方や小樽市総合管理計画との整合を図り、学校施設を長く維持するための方針となっております。

続きまして、32ページになりますが、部位ごとの修繕周期を国土交通省の公営住宅等長寿命化計画策定指針を参考とし、34ページでは、日本建築学会の建築物の耐久計画に関する考え方を参考に、目標使用年数を80年としたことを踏まえ、35ページでは校舎、体育館の目標使用年数及び改修周期の考え方を記載してございます。

続きまして、長寿命化の実施計画について、39ページ、40ページになります。

29ページで示したパターンにおける維持・更新費用の比較表となっております。今後40年間の総額における縮減効果額については、約189億円と見込んでございます。

次に、41ページ、改修等の実施計画についてです。学校施設の整備年と金額について、今後10年間の計画を記載し、実際には財政状況等により様々な要因を考慮しての結果となります。

最後になりますが、「第5章 計画の推進・運用方針」についてです。

P D C Aサイクルを実施し、おおむね5年ごとに計画内容を見直し、現在見直しを行っております小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画が進んだ場合も含めまして、必要に応じて適宜見直しを行うこととしてございます。計画案につきましては以上となります。

今後のスケジュールでございますが、本日の総務常任委員会での報告後、パブリックコメントを年明け1月に実施しまして、その結果を踏まえ修正が必要な内容を反映し、2月の教育委員会での成案の議決をいただきまして、令和3年第1回定例会総務常任委員会で計画の最終報告をさせていただき、今年度の策定という予定で進めてまいりたいと考えてございます。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明を願います。

「議案第14号について」

○（消防）予防課長

当委員会に付託されております議案第14号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

この条例案につきましては、電気自動車等に搭載された電池の大容量化に伴う全出力50キロワットを超える電気自動車用急速充電設備の普及への対応のため、本年8月に対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正されたことに伴い、急速充電設備の全出力の上限を「50キロワット」から「200キロワット」まで拡大するとともに、急速充電設備の位置、構造及び管理に関

する基準の改正及び消防庁への事前の届出など、火災予防上必要となる規定を追加するほか所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、令和3年4月1日とするものであります。

○委員長

「議案第15号について」

○（消防）総務課長

議案第15号工事請負変更契約について御説明申し上げます。

これは、令和2年3月18日に、阿部・福島・西條共同企業体と4億3,560万円で締結いたしました、（仮称）消防署手宮支署新築工事の請負金額を4億3,743万7,000円に変更するものでございます。

その理由といたしましては、工事施工に伴う部材数量及び施工方法の変更並びに労務単価の上昇などに伴い、請負金額の変更を行う必要が生じたためでございます。

○委員長

「議案第23号について」

○酒井委員

提案者を代表して、議案第23号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

ベナンが核兵器禁止条約を批准し、締約国となりました。ベナンの批准をもって条約は署名国が86か国、批准国は51か国に上っています。条約発効が確定していますが、新たな署名や批准が続いております。

核兵器禁止条約は、2017年7月7日、122か国によって採択されました。来月、1月22日で発効いたします。しかし、政府は批准する考えを持っていません。したがって、本市独自の取組が必要です。

以上を申し上げ、提案説明といたします。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員退室）

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、立憲・市民連合、共産党、公明党、中村岩雄委員の順といたします。

自民党。

○松岩委員

◎収支改善プラン（業務の効率化）について

まず、収支改善プランについて。こちらは一般質問で質問させていただいたことで、予算特別委員会での積み残しになっていた部分であります。

業務効率化についてですが、政府が進める行政改革は、その多くが本市の業務でも共通する部分があるように考えますが、見解を伺いますという一般質問の答弁の中で、これまで以上に業務のデジタル化を推進していきたいと考えていると御答弁いただいたのですが、これまで以上という部分についてお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）情報システム課長

業務のデジタル化の推進についてでございますが、8月にRPAのデモンストレーションをさせていただきました。今後のRPAの活用を検討するに当たりまして、RPAへの活用には、AI-OCRというものも一緒に活用したほうが業務の効率化がより進むのではないかと、このように推測されたものですから、予定しておりますRP

Aの実験に当たりましては、A I－O C Rも一緒に使用した実験内容を盛り込んで、その効果を検証しつつ導入に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○松岩委員

市民の方も、このユーチューブを見ているかもしれないので、もう少し平易な言葉で説明していただけますか。

○（総務）情報システム課長

すみません。まず、R P Aというのは、ソフト上で動くロボットのようなものでして、単純な作業をロボットに任せて動かして、人はもっと大事なことを考えて判断するような作業に集中していきましょうというものでございます。

それから、A I－O C Rについては、機械で印字された物を読み込むO C Rというのはもともとあるのですけれども、そこにA Iを入れまして、人が手で書いた字を、なかなか今までのO C Rだとそれを認識するのが難しかったものですからそこにA Iという技術を入れて、人が書いた文字も、例えば住所ですとか、名前ですとか、それもデジタルなものに変換していくという機械でございます。

○松岩委員

要はそれを一つずつ、順番に取り入れるのは簡単だけれども、ある程度まとめてやったほうが効率的だということですね。

同時に、今日の北海道新聞にも上がっていましたが、押印については、押印が必要なものは理由を明確にした上で行い、代替できないものを除き正当な理由がない行政手続や業務上の押印は見直すべきだと考えますが見解を伺いますということの答弁から、事務レベルの検討をしていきたいということだったのですけれども、その内容についてもお聞かせください。

○（総務）総務課長

押印の見直しに向けた事務レベルでの検討ですけれども、10月29日に各部の庶務担当課長を集めまして、庶務担当課長会議をやりました。このときに国や都道府県の動きを踏まえた押印見直しについて本市でも検討していきたいということで、議題として取り上げまして、その旨を各部に伝えたところでございます。

それと、併せて総務課で、市民の皆さんが行う手続の書類につきまして、押印の根拠が示されている市の条例等を精査しており、例規に押印の定めがあるものを、今ピックアップする作業をしております。

○松岩委員

御対応いただいているということなので、これ以上は突っ込まないです。

それから、一般質問で国からのガイドラインについてという御答弁もありましたが、これについて、いつ頃に出される予定だとか、それまでに対応できる押印の見直しについてなど、御回答いただける範囲でお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）総務課長

国のガイドラインですけれども、これは私どももガイドラインが出てくるのを待っている状態です。国が発出するものですから、はっきりいつになるのかということが申し上げることができません。それで、ガイドラインが来ましたら、全庁的な対象手続の洗い出しができるように、先ほど申し上げた例規の精査もやっているのですけれども、照会をするための準備を今しているところでございます。

○松岩委員

一般質問の答弁だけ伺うと、国からの指示があってから初めて動くのだというような印象を受けましたので、そうではないということが確認できたということで、現時点では注視していきたいと思います。この項目の質問を終わります。

◎災害対策について

それから、災害対策についてということで2点伺います。

1点目が、確認的な質問なのですが、災害対策に関する自治体LINEサービス導入についてということで、本市では令和3年度に公式ホームページをリニューアルすることに合わせてLINE公式アカウントを取得するというようなことを御発言されていたのですけれども、そういった理解でよろしいでしょうか。

○（総務）広報広聴課長

自治体LINEの公式アカウントということですが、これの取得につきましては、委員おっしゃるとおりでございます。

○松岩委員

あわせて、その中で、災害情報の提供についても実施に向けて検討しているということで理解してよろしいでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

災害対策室といたしましては、特に災害時の情報伝達体制につきまして、様々な手段を用いまして重層化を図ってきているところでございます。今回の自治体LINEサービスにつきましても、最近は道内各都市で取り入れてきているということで、本市としても非常に有用な手段であると認識はしてございます。

今後の費用ですとか、事務量ですとか、まだ見えない部分もございすけれども、実施に向けて前向きな検討を行ってまいりたいと考えております。

○松岩委員

今、御回答いただいたとおりで、LINEのアカウントは取得すると。その後の内容については、今後考えるということで、それはしっかりとやっていただければ、この場でそれ以上、追及することはありませんので、しっかりと注視していきたいと思います。

それから、関連して防災教育について伺います。

一般に、市の地域防災計画であるとか、例えば教育委員会の教育推進計画など市の様々な計画に防災教育という言葉が出てくるのですけれども、本市の考える防災教育とはどのようなことでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

一般的に防災教育とは、市民の皆さんに災害発生の仕組みや災害への備え、災害発生時の対処の仕方を学び、実践してもらうことと認識しております。

○松岩委員

それを踏まえて、本市の災害対策室が行っている防災教育というのはどのようなものでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

災害対策室が行っている防災教育につきましては、地域防災計画の関係項目を抜粋して御説明いたしますと、大規模災害から被害の軽減を図るためには防災に関する正しい知識や行動力が不可欠となることから、防災知識の普及や啓発を図ることと考えております。

○松岩委員

それから、それに関して具体的な防災教育だとか減災への取組というのはどのようなものがありますでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

災害対策室の防災教育等の取組につきましては、広く市民向けと市職員向けに防災教育を取り組んでおります。

まず、市民向けの取組につきましては、まち育てふれあいトークと題した出前講座の実施や、市民、団体、学校などで防災講話の実施など、本市のホームページにおいても災害対策室より、市民の皆さんに防災訓練や防災講話などのお手伝いをさせていただきたい旨、PRしております。

さらに、広報おたるで、防災に関する普及啓発を行っているほか、町内会等独自の防災訓練の支援なども行っております。

また、職員向けに、市職員研修の場などで防災知識の普及啓発も行っております。

○松岩委員

津波避難計画のみに防災教育という言葉が出ののですけれども、地域防災計画の、その記載についてお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

防災教育の記載でございますけれども、地域防災計画の中には、確かに委員がおっしゃられるとおり、津波避難計画の中に記載しております。

それと、本編です。地域防災計画の第4章の第5節「防災知識の普及及び自主防災組織の育成推進計画」の中で、防災教育全般を記載しております。

さらに、資料編の津波避難計画の中で改めて防災教育のことを記載しております。これは、地域防災計画の資料編の中に独立した計画である津波避難計画を定めてありますので、防災教育のことなど、同様の内容が重複して記載されているものであります。

今後におきましては、災害も幾つもの種類がある中、津波のみ避難計画を作成し資料編に載せていることなどから、地域防災計画は今のままでよいのかということもありますので、他都市の事例などを参考に、整理・検討してまいります。

○松岩委員

今の質問、地域防災計画に防災教育という言葉があって、津波避難計画にも出てくるけれども、ほかの計画には何でないのかということをお願いしたかったのですが、すみません、聞き方を少し間違えました。

それから、一般質問で、新たな可能性として、来年度から全ての児童・生徒に貸与されるタブレット端末を将来的に災害時の活用についてどのように考えているかということをお願いしました。基本的にはこのタブレット端末は学習で使用するものとされているのですけれども、災害情報を素早く届ける必要があるということ、それから学校にいるときも休み時間や部活動の時間など、教員が全児童・生徒に対して瞬時に指示・命令ができない場面が想定されますし、防災教育の観点からも重層的な方法を取るべきと考えますが、今後は、教育委員会とどのように連携を図っていくのかということで、これからどのような協議をしていきたいか、災害対策室と教育委員会、それぞれから御見解をいただきたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

先ほどの答弁にもありましたけれども、地域防災計画の本編82ページに記載があるのですが、災害対策室は一般市民、町内会等に対する防災講話というのを実施しております。防災知識の普及啓発というのは日頃から行っているところでございます。そのほかに、小・中学校の授業の1こまをいただきまして出前講座を行うなど、これまでも教育委員会との連携を図ってきたところであります。

この出前授業におきましては、今までは大きい教室や体育館などに児童・生徒を集めまして、パワーポイントで作成したシートを大きいスクリーンに投影して、マイクで説明するというような手法で行ってきておりましたが、タブレット端末を用いるということになりますと、資料の文字ですとか、画像をおのおの手元ではっきりと見ることができるとことや、さらには、例えば、動画を見ることができるといったこともありますので、いろいろな可能性といたしますか、新しいスタイルになるというふうと考えております。児童・生徒の防災意識を高めるというところにつながることが非常に期待できますので、災害対策室としましては、今回、貸与されますタブレット端末を大いに活用させていただきたいというふうと考えておりますので、教育委員会とは、まずは今後、出前授業の手法につきまして協議してまいりたいというふうと考えております。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

本市の各小・中学校では、学校安全計画を作成し、理科や社会、保健体育などの教科において、自然災害の特性や防災への努力、災害時の適切な行動の在り方などについての学習を行うほか、毎年、火災や地震などを想定した避難訓練を実施するなどして、学校教育全体を通じた防災教育を計画的に推進しているところですが、今後、災害対策室と、発達段階に応じた児童・生徒の防災に対する意識を高めるための方法は基より、貸与するタブレットの活用を含め、子供たちが学校にいるときの災害情報の提供のされ方などについても協議してまいりたいと考えております。

○松岩委員

来年度から始まるICTの活用なので、せっかくですからそういったところも全庁的に、教育委員会と災害対策室だけではなくて、様々な場面で連携を図っていただきたいと思っております。

◎学校トイレの改修について

最後の質問に移ります。

学校トイレの改修についてです。

これも一般質問からなのですが、臭気対策が施されていない学校は、小学校17校中5校、中学校が12校中4校の計9校であることが分かりました。教育委員会のある旧東山中学校も臭気対策がされていないのと同様の建造物ということで、私自身も臭いを嗅ぎに行っただけですけども、大人でも少し鼻が曲がりそうぐらいでしたので、特に小さな子供にとっては相当過酷な環境であるのではないかと。しかもそれが毎日のことであると考えると、すごく大変なのではないかと思えます。

一般質問の質問項目を出した後に学校施設長寿命化計画（案）が出されたので、一般質問の原稿を作っているときにはまだ示されていなかったのですが、その中でトイレの整備計画というのはどのようになっているのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

一般質問での教育長の答弁と重複となりますけれども、本計画においては予算の平準化に留意しながら、直近10年間の具体的な実施計画の中で未整備校のトイレ改修ができるよう取り組んでいくように考えてございます。

○松岩委員

今のお話だと、直近10年間の具体的な実施計画の中で、全ての未整備校のトイレ改修が実施できるように取り組んでいくというのは、いつからの直近10年間を指して、かつ、その10年以内には臭気対策が完了するということがよろしいのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

令和3年度～12年度までの10年間ということでございまして、臭気の原因と考えられます配水管がトラップ構造ではない学校の改修を含めまして、校舎トイレの洋式化をこの10年間で目指しているところでございます。

○松岩委員

それから、費用は総額どのぐらいが見込まれますか。

○（教育）施設管理課長

1校当たり5,000万円～6,000万円を見込んでございますので、14校の総額といたしまして7億円～8億4,000万円になる予定になってございます。

○松岩委員

10年以内に臭気対策が行われるということが分かったのですが、これは公共施設再編計画でも一緒ですけども、裏を返せば10年間使用し続ける学校もあるということになります。

子供たち、学校関係者は、10年間少なくともそこを使い続けることになりますが、まず、教員に対してですけれ

ども、職場環境の整備に関する種々の法律から、トイレの整備についてはどのような指針がありますか。

○（教育）施設管理課長

労働安全衛生法の規定に基づきまして、事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針についてございまして、その中で、洗面所、更衣室等。この更衣室の中にはトイレ、ロッカーが含まれてございまして、労働者の就業に際し必要となる設備を常時清潔で使いやすくしていくことと記載されてございます。

○松岩委員

それから次に、子供たちの健康への影響、これが一番の問題ですけれども、トイレの臭いなどが理由でトイレを我慢しているという子供が少なくないというのを私は最初に聞いて、それからいろいろと調査してこの議会での質問になっているのですが、それらについては教育委員会でどのような把握をしているか伺います。

○（教育）施設管理課長

トイレの臭いや暗さにつきましては、子供たちの声といたしまして、各学校や小樽市PTA連合会などの関係団体から、速やかな改善を求められていること。あと、トイレ改修後の学校の生徒の声といたしまして、臭いもしなくなつた、我慢しなくなつたということは聞いてございます。

○松岩委員

それから、生徒指導の観点から、この10年間工事が行われるまでの間、どのような指導をしていくおつもりか伺います。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

学校からは、これまでも全児童・生徒に対しまして、トイレを使用する際、臭い等が気になる場合につきましては、決して我慢することなく、担任等に申出をするよう指導しておりまして、申出があった児童・生徒につきましては、比較的、臭い等の少ない職員用トイレなどを使用させていると聞いております。

今後とも引き続き、各学校の実態に合わせて適切に対応するよう校長会を通じて指導してまいります。

○松岩委員

それから、最後、具体的な改修ですけれども、トイレの改修というのは、新型コロナウイルス感染症対策以外にも、ノロウイルスだとか、様々な感染症対策に寄与できるものと考えております。これまでの新型コロナウイルス感染症の国からの臨時交付金で、制度上、このトイレの改修に当てることができたのか、できなかったのか。できるとすれば、なぜそういった予算措置を本市で取ることができなかったのかというような議論経過を伺いたいと思います。

○（教育）施設管理課長

感染症対策といたしまして、学校の網戸、また避難所対策でもあります屋内体育館のトイレ改修と、大型扇風機について予定してございまして、その中で限りある財源によりまして、GIGAスクール構想の前倒しが国から示されてございますので、そちらの整備などの緊急事業を優先したという経過がございます。

○松岩委員

報道ベースですけれども、今後、第3回目の臨時交付金が予定されており、数億円という単位がもし来た場合、教育委員会として、トイレの改修の期間を少しでも前倒ししていくということが大事だと私は思っているのですが、そのあたりの御見解を最後に伺いたいと思います。

○（教育）施設管理課長

教育委員会としましては、トイレ改修は優先度が高いと考えてございますが、国の交付金の市の配分額が現在決まっていないですとか、1校当たりの改修費用が大きい、あと教育全体の交付金要求とのバランスを考えるなどした上で、前倒しできないか判断してまいりたいと考えてございます。

○松岩委員

金額も示されないので議論もできないということは分かるのですが、保護者の方や子供たちからも直接声を聴きましたが、すごく切実な問題でして、小・中学校では対策されている学校があったりするということで、やはりそこが平等性も保たれていないですし、それを理由に移住を検討している、もしくは既に実施している御家庭もあったりして、どこの市とは言いませんけれども、近隣に移住した方の保護者にもお話を伺いに行ったりもしました。かなりこのトイレの問題というのが切実な問題だということが分かりましたので、しっかりと改修に向けて、できるだけ早く対応していただきたいと思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎教育職員の変形労働時間制について

まず1点目は、教育職員の変形労働時間制について伺います。

第200回臨時国会で、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法いわゆる給特法の一部を改正する法律が成立しました。それから、北海道議会では、12月11日金曜日、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案が可決されています。

この国及び道の法律、条例改正の主な内容について、まず説明をしていただけますか。

○（教育）教育総務課長

法律、条例改正の内容についてですが、これは教員が休日をまとめ取りできる1年単位の変形労働時間制。これは1か月を超えて1年以内の期間を平均して、1週間当たりの正規の勤務時間が38時間45分となることなどを条件として、業務の状況に応じて勤務時間を配分し、長期休業期間中に休日を集中して確保できるようにするものでございます。

○佐々木委員

改正の経緯、目的についてもお願いします。

○（教育）教育総務課長

経緯でございますが、現在、学校における働き方改革がいろいろなところで進んでおりますが、これを総合的に進める一つの選択肢として示された制度でございます。

目的としましては、長期休業期間中に、休日を集中して確保することにより、教員のリフレッシュの時間等を確保して、ひいては児童・生徒等に対して効果的な教育活動を行うことに資することを目的としております。

○佐々木委員

北海道教育委員会では、条例改正の理由として、各道立学校及び市町村教育委員会宛てに意向調査を実施した結果を受けてということで、どうも8割が導入を検討したいという意向を示したというふうに言っておりますけれども、小樽市教育委員会は、この中での主な質問にどのように回答したのかお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

意向調査につきましては、導入時期についての質問でございまして、市教委としましては、令和3年度の導入は難しいが、今後の導入を検討したいというふうに回答してございます。

○佐々木委員

まず、導入ありきということでの調査だったようですね。

回答するに当たって、市教委ではどのような根拠に基づいてそのような回答をしたのかということのを少し聞きたいのですけれども、まず教職員の意向というのは聞かれたのか。

また、その際、本制度の内容についてきちんと教員方に説明はされたのかどうか。

○（教育）教育総務課長

導入年度の検討についての根拠につきましては、まず教員は、平成30年度の途中から徐々に出勤の時間の客観的な記録を始めたところでございまして、勤務時間の実態等を把握するのには、まだなお時間を要することから、制度導入には時間が必要というふうに判断したところでございます。

また、今回の調査で教職員の意向は聞いたのかというお問合せでございますけれども、こちらは特に意向については確認してございません。

それから、この制度の教職員への周知につきましては、本制度については、国や道からの通知、それから文部科学省が作成したこの制度の説明動画のオンデマンド配信。それから、導入の手引き、パンフレット等がございまして、これを随時学校に通知して適切に周知を図っているところでございます。

○佐々木委員

導入の判断はそういうことで、教員方の意向も聞かない中で、導入の時期についてだけ聞かれたから、そのように答えられたということなのだろうと思います。

市教委として、先ほど少しお話が出たかと思うのですけれども、この変形労働時間制を導入する考えというのは、結局はあるということなのか、どうなのか。

○（教育）教育総務課長

北海道の条例につきましては、12月11日に改正案が議決されたばかりでもございますし、先ほども答弁させていただきましても、今後、本市の教員の勤務時間の実態等を十分把握した上、導入に向けて検討していきたいと考えております。

○佐々木委員

検討される際には様々な要因があると思いますので、しっかりと慎重に判断、検討をしていただきたいと思うのです。その上での一番基本的なことですけれども、この1年単位の変形労働時間制というものが実効性のある超勤解消策だと考えておられますか。

○（教育）教育総務課長

国などの通知によれば、この休日のまとめ取りのための1年単位の変形労働時間制の活用につきましては、これを単に導入することが日々の教員の業務や勤務時間を縮減するものではなく、様々な取組と組み合わせることによって実現可能であるというふうに示されてございます。

○佐々木委員

そうですね。ほかの様々な、これから私からもお話しするようなことなどもきちんと取り入れた上で、こういうものがないとならないだろうなと思います。

導入の前提は、まず超勤の月上限45時間を下回っていること。持ち帰り業務を含めた超勤時間の把握ということのはできているのかということについて、まずお伺いします。

○（教育）教育総務課長

持ち帰り業務につきましては、行わないことが原則でございまして、持ち帰り業務がある場合はその縮減に努めるよう、各校長に指導していきたいと考えております。

○佐々木委員

また、結果として、現在、上限45時間というのは遵守されていると考えますでしょうか。市教委の見解をお願いします。

○（教育）教育総務課長

令和元年度の教員の、いわゆる時間外勤務の状況でございますけれども、市教委の規則で定める在校等時間の上限は年間360時間、これを超えた教職員は全体で約4割。それから、月45時間という条件も定めておりますが、これを一度でも超えた教職員というのは、やはり4割を超えておまして、実態としては遵守されていないという状況でございます。

○佐々木委員

そういう現状があるということで、また小・中学校でも違うのだと思うのですが、まずこういう議論の中で一番、私も何度かお話ししていますけれども、とにかく仕事量が多ければその中に収まらないわけですから、業務削減が絶対条件だと思います。実効性のある具体的な業務削減を示さなければ、上限遵守は不可能だと考えますが、その点についてもお考えをお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

現在、市教委では教員の出退勤時間の記録によって教員の超過時間を適切に把握することをはじめとしまして、教員の負担軽減のためにスクール・サポート・スタッフ、それから、部活動指導員の導入、学校への電話の問合せで時間外であることをアナウンスする転送電話の仕組み等の取組を行っておりまして、小樽市立学校における働き方改革行動計画に示された様々な取組を行っているというところでございます。

また、研修についても、昨今、内容について精査して適正化を図っているところでございます。

あと、部活動につきましても、国や道のガイドラインに基づいて市のガイドラインも作成しておりまして、部活動休養日も含めて、その遵守を指導しているところでございます。

○佐々木委員

具体策を示していただいて、実際にそういう今挙げていただいたことにより効果が上がっている部分というのものもちろんありますが、やはり心配なのは、今こういう法ができたことで、例えば勤務時間をオーバーして働く、その分の休みを取ろうと思ったら夏季休業もまた忙しい、そういうたくさんの業務を残したまま夏季休業に入って、それを学校で消化しなければならない。結局、休みを取れなくて、何となく全体として勤務条件が悪化する、固定化されてしまう、そういうことが問題ではないかと思います。

ぜひ、そうならないためにも、今、述べていただいたようなことのほかにも取り組んでいただきたいと思いますが、この法律改正には、附帯決議が12本ついています。その中に、教育職員がその上限まで勤務することを推奨するものではないことというふうに伺っていますけれども、このことについて見解をお願いします。

○（教育）教育総務課長

今、委員にお示しいただきました附帯決議中の一つについてですけれども、こちらも国の定めた指針に盛り込まれておりまして、この制度を導入する際には、指針に基づいて適切に進めていきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

同じく、上限時間を守らせるために、自宅等における持ち帰り業務時間が増加することがあってはならないこと、教育委員会や校長に対して、持ち帰り業務縮減のための実態把握に努めることとあります。これについても見解をお願いします。

○（教育）教育総務課長

こちらの附帯決議につきましても、先ほどの答弁と繰り返しのになってしまいますけれども、国の指針に盛り込まれておりますので、この指針に基づいて適切に進めていきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

1年間の変形労働時間制を導入する場合は、市の教育規則の改正が必要になると思います。その際には、改正する前に現場の教員方含めて、話し合いの上で進めることが必要だと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）教育総務課長

国の通知等によれば、この1年単位の変形労働時間制というのは勤務条件であることから、導入に当たっては教職員との話し合いを行っていききたいというふうに考えております。

○佐々木委員

この項、最後の質問ですが、1年単位の変形労働時間制を導入する場合に、教職員の事情をよく酌み取り、対象者一人一人が個人の意思で本制度を採用する、しないを決定すること、そのようになっておりますけれども、これは大変重要な点だと思います。強制等がないようにとお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○（教育）教育総務課長

国の通知等によれば、こちらの制度は校長が各教職員と対話を行い、例えば育児や介護を行う者等については配慮するなど、個々の事情を的確に酌み取りながら対象者の決定を行うものであり、全ての教職員に画一的に適用するものではないものというふうに考えております。

○佐々木委員

よろしくお願いします。

私は、読んでこのように質問していましたが、これを読めば読むほど、もしかすると管理職の教員方、特に教頭は相当事務の仕事が増えて大変になるのではないかと。今でも教頭は、朝から晩まで相当遅くまで仕事をされている。その辺の負担が集中するということのないように、教育委員会からもサポートをよろしくお願いして、この質問を終わらせていただきます。

◎小樽市学校施設長寿命化計画（案）について

2点目は、小樽市学校施設長寿命化計画（案）について伺います。

この計画の目的を端的に説明してください。単に学校施設の維持管理に関わるトータルコスト削減なのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

築年数の分布に隔たりがございまして、定期的な大規模改造や長寿命化の改修を行った場合には、実施時期が一定の期間に集中することになります。そのために、施設整備費の平準化とともに施設整備方針等を決定し、整備することで、中長期的な維持管理に係るトータルコストの削減を図ることを目的としてございます。

○佐々木委員

小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画の見直し中です。進んだ場合は、この計画も修正の必要性を検討するということになっていますが、新適配計画は、本計画にどのような影響を与える可能性があるのか説明をお願いします。

○（教育）施設管理課長

現在、対象施設につきましては、小・中学校合わせまして29校で計画してございます。

学校の適正な配置につきましては、新たな考え方がまとまりまして、計画の見直しが進んだ場合には整合性を図るために見直しを行うという意味では影響があると考えてございます。

○佐々木委員

例えば、旧適配計画で統廃合の対象校になっていた、例えば忍路中央小学校、塩谷小学校、桂岡小学校などですが、今後10年間の工事实施計画の令和5年までに入っています。新適配計画が実施されるまでは、これらの

小学校の工事は予定どおり進めるということでもいいでしょうか。どうしても教育環境や安全性確保のために必要なことだと思いますが、いかがでしょう。

○（教育）施設管理課長

委員のおっしゃるとおり、耐震性のない学校の耐震改修を予定どおり実施するという予定になってございます。

○佐々木委員

非常にこの二つの計画が影響し合う、大きい影響があると思うのですけれども、これはいつも聞かれることだと思うのですが、新適配計画策定はいつ頃の策定になるのか、予定はあるでしょうか。

○（教育）主幹

適正化基本計画の見直しにつきましては、改めて将来を見据えた学校再編の基本的な考え方について検討を進めることにしております。

検討に当たりましては、将来を見据えた本市のまちづくりの考え方を考慮することとしており、市長部局とも協議を行っていく必要がありますことから、現状ではいつまでに策定するかということをお示しするところまでは至っておりません。

○佐々木委員

本当にできる時期によって随分影響が大きいだろうなと思いますので、よろしくお願いします。

1－3の計画期間について伺います。

令和3年度～12年度までの10年間としていますけれども、今後の維持・更新コストの中では、今後40年間の試算で語られています。この計画は、本来、中長期の計画で、そのうちの最初の10年計画という位置づけと押さえてよろしいですか。

○（教育）施設管理課長

委員のおっしゃるとおり、そのような考え方となります。

○佐々木委員

表3－5及び表3－6の学校施設の老朽化状況で、耐震補強工事済みの学校でも、例えば、朝里中学校（校舎1）、銭函中学校（校舎1）、朝里小学校（旧校舎）では、内部仕上、電気設備などがCになっています。耐震補強工事の際に、このCは解消できなかったのでしょうか。それほど本体は老朽化が進んでいるということなののでしょうか。

○（教育）施設管理課長

建物内部の設備改修につきましては、コスト面ということもございますが、未耐震である学校の耐震工事の実施を最優先とした結果となってございます。

○佐々木委員

一緒にできればこれもよかったのかと思いますけれども。

続けて3－6の今後の維持・更新コストについて伺いますが、一番財政負担が少ない、小樽市独自試算のパターン2というものです。これで40年間の総額624億8,000万円のうち、本市独自財源分というのは幾らぐらいになるのかという計算はできているのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

本計画におきましては、長寿命化改修や大規模改造に係る事業費が624.8億円になってございまして、一般財源、特別財源という区分での試算はできてございません。

○佐々木委員

市の持ち出しがどれぐらいか、少し分からない感じがすけれども、パターン2は、今後10年間の平均12億7,000万円、過去5年間の学校施設関連経費である12億1,000万円とほぼ同等の財政負担とあります。一見いいのかなと思いますが、しかし40年目から見ると、20億8,000万円かかることになっています。これだけ見ると、ただ負担を

先送りしているだけなのではないかと思うのですが、小樽市財政への長期的な影響というのはどのようになっていますでしょうか。

○（教育）施設管理課長

従来型でいきますと、改修周期を50年として試算してございまして、今後10年、20年と改築を実施しますと、10年ごとの平均額がそれぞれ31億円と24億円というふうに試算されてございます。

パターン2につきましては、その改築から国の政策的な長寿命化改修とすることによりまして、改築までの必要な改造費等を実施することで、目標使用年数まで使用することを想定してございます。

計画書の39ページにも、想定される維持更新費用について記載してございますが、今後40年間の平均額総額についても、縮減効果があるというふうに見込んでございますので、市の財政的なトータルコストの縮減と予算の平準化が図られているのではないかとこのように考えてございます。

○佐々木委員

公共施設の長寿命化計画全体の計画との関連もあるので、その辺との財源などについて少し心配なところはありますけれども、その辺の御配慮よろしくをお願いします。

4-4の学校施設整備の水準について伺いますけれども、設備機器として新型コロナウイルス感染症対応の機器設備設置について追加等は考えないのかどうか、この中に入れられないのかということでお聞きしたいのです。例えば、現状、各普通教室には、換気扇は設置されていないと思うのです。普通教室に換気扇等があれば、この寒空に窓を全開で開ける必要もなくなるのではないかと考えたりもしますし、それから、各階の手洗場に温水供給設備、そういうのも例えば、こういう設備として、この中に位置づけられないのかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）施設管理課長

教育委員会といたしましては、小学校や中学校の施設整備指針に定められていないことから、現在は記載してはございません。設置費用やランニングコストなどの面もございまして、また、新型コロナウイルス感染症が今後も収束されていないということであれば、5年後の見直しの中でも判断してまいりたいと考えてございます。

○佐々木委員

先になりますね。

次に、バリアフリー化についてですが、今年5月にバリアフリー法が改正され、公立小・中学校のバリアフリー化を義務づけています。それに伴う文部科学省の、全国の公立小中学校施設におけるバリアフリー化の状況調査結果、速報値だそうですけれども、2階以上の校舎のエレベーター設置率は26.2%、校舎の多機能トイレでは65%、校門から校舎までの段差を解消するスロープは78.3%、校舎玄関から教室までのスロープは57.2%だそうです。

そこで、本市でのそれらの設置率はどういうふうになっているのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

今、委員のおっしゃいました調査につきましては、市教委から道教委に9月に回答してございまして、学校施設のバリアフリー設備の設置状況についてですが、2階以上の校舎のエレベーター設置率は3.4%、多機能トイレの整備状況につきましては10.3%、スロープ等の整備状況の外部は17.2%、スロープ等の整備状況の内部は17.2%、と回答してございます。

○佐々木委員

この報道の中では、校舎が災害時の避難場所に指定されている小・中学校については、先ほどの設置率はどうなっているのかということで、その値も出ていましたが、この避難場所に指定されている小・中学校の数値というのはどのようになっていますか。

○（教育）施設管理課長

基本的には、校舎が避難場所に指定されている小・中学校につきましては、先ほどの29校と変わりございませんので、2階以上の校舎エレベーター設置率は3.4%、多機能トイレの整備状況については10.3%、スロープ等の外部につきましては17.2%、スロープ等の整備の内部につきましては17.2%、ということになってございます。

○佐々木委員

重なっているので同様の数字ということだと思います。

この長寿命化計画に、学校で使用するこの避難所機能整備、設備というのは載らないのでしょうか。載らないとしたらどこで共有していることになるのかお示してください。

○（教育）施設管理課長

計画書7ページの学校施設の目指すべき姿の中に、地域の拠点として多様な活用が可能な学校施設を目指すということを示してございますし、計画では小樽市地域防災計画において、学校が避難所と指定されてございます。その中で、屋内体育館の機能といたしましては、暖房設備改修ですとか、トイレ改修については、その他経費として見込んでいるところでございます。

○佐々木委員

ということは、これに載って、こういう数値の向上を市としても目指していくというように押さえてよろしいですか。

○（教育）施設管理課長

法律で義務化されてはございますので、義務化されなくても、スロープ等のバリアフリーについては、改修に向けてその都度やっていきたいというふうに考えてございます。

○佐々木委員

そのように進めていただいて、長寿命化計画に反映していただきたいと思います。

全体の中でどこに当てはまるか分からなかったので別途お聞きしますけれども、施設の劣化が進む上でさらに寿命を延長するとなると心配なのは、私が議会で最初の頃からお話をさせていただいておりました、まだ学校の校舎の中に残るアスベストのことです。

現状も囲い込みという方法で、現在も市内の中学校等にまだ大量にアスベストが残っている状況があります。そういうものが、確認等されていると伺っていますけれども、内部で目につかないところで劣化が進むというような状態が非常に心配されます。この計画の中で、除去工事について、やはり取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）施設管理課長

アスベスト問題につきましては大変重要な問題だというふうに考えてございます。

繰り返しになりますが、平成17年度に囲い込みによる措置を講じまして、アスベストの対策工事を行ってございます。維持管理といたしましては、北海道の指導指針によりまして、除去が行われるまでの間は利用頻度が多い、特に小・中学校につきましては、3か月に1回定期的に点検を実施しているところでございます。

○佐々木委員

その工事、確認もだと思うのですが、一番は、いつ地震等で天井が破れて、それまではよくても、アスベストを覆っているものが破れて、最悪の場合、生徒の頭に降りかかるというようなことさえ心配されます。ということはやはり、根本的にそういうものはなくするということを目指していただきたいということを、これまた強くお願いします。

最後になりますけれども、そうした劣化を抑え、そして寿命を延長することだけでは、やはり今の典型的な例として不十分だと思います。子供たちのよりよい教育環境の整備、維持向上がやはり大切だと思います。学校

内外の環境イメージというのは、子供の学ぶ意欲にも大きな影響を及ぼします。先ほどからお話に出ておりますトイレが代表的ですけれども、暗い、汚い、臭い学校にやはり戻してはいけなと。単なる箱の維持だけではなくて環境整備、よい環境、学ぶ環境をつくっていただきたい、そういう計画になるようお願いをします。何か見解があればお願いします。

○（教育）施設管理課長

本計画につきましては、学校施設を長く維持するために、日常点検や定期点検など、劣化状況を定期的に把握しまして、安全衛生確保等の維持管理に努め、その結果、計画の中にも記載してございますが、安全・安心であるとか、社会の変化に適応した教育活動ができる、快適に学び生活できる、地域の拠点となる、このような学校施設を整備するように目指していきたいというふうに考えてございます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○酒井委員

◎平和行政について

まず、平和行政について伺いをいたします。

代表質問では、核兵器禁止条約の発効について伺いました。その中で、小樽市としての所感、さらには発効するに当たって、さらに平和事業を進めていく考えはないかということについて質問させていただきました。

これにつきまして、オンライン署名については、次年度に向けた取組について、ホームページにお知らせしていくことについて考えていきたい、このような御答弁だったと思います。こうした平和事業に向けた次年度に向けた取組について、どういった取組が想定されているか伺います。

○（総務）総務課長

本会議で答弁させていただいたとおり、今回、核兵器禁止条約が1月に発効するということで、これに関して本市のホームページの中でお知らせするような、どういうふうにお知らせしたらいいかを考えていきたいという答弁をさせていただきました。ホームページでお知らせする上で、ページの作りというのがあるのですが、ページの場所を、アクセスのしやすさということも含めて考えていかなければならないかというふうに考えております。

○酒井委員

ぜひ、アクセスしやすくしてほしいと思っております。こうしたホームページに掲載されているということは、とてもいいことだと思います。

ただ、その一方で、小樽市のホームページの中で、こうした平和事業について、どこでやっているのか、先ほど課長からアクセスしやすくしていくことを御答弁されましたけれども、やはり分かりやすくしていくということが何よりも必要かと思うのですが、その辺、その見解についてはいかがでしょうか。

○（総務）総務課長

平和事業、本市でもいろいろとやっているのですが、本市でやっている平和事業をホームページの中でPR、既にページがあるのですが、やはり先ほど申し上げたとおり、ページがあっても、階層によってはアクセスが分かりにくいということもありますので、トップページからアクセスできるようにするという一つの方法もあるのですが、アクセスのしやすさを追求するあまり、何でもかんでもトップページに持っていくと逆に分かりに

くくなるという面もあるものですから、例えば本市の平和事業を開催している期間に限定して、トップページにバナーを貼るだとか、そういうような対応もできないかというふうに考えているところです。

○酒井委員

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどトップページにバナーを貼ってというお話がありました。ただ、そうはいっても、市のホームページでは、情報量が限られてしまうのです。そればかりずっと出していくというわけにはいかない。現在においては新型コロナウイルス感染症の問題などということについてのバナーが出されていますけれども、そういった重要度に応じてやっていく必要があると思います。

例えば、来月1月22日で発効するというわけでありますから、例えば1月22日から1週間ないし10日程度バナーをつけるとか、そういった工夫などというのも今後において検討されてはいかんかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）総務課長

トップページからのアクセス、はっきり今の時点で期間など明らかなことを申し上げることは難しいのですけれども、平和首長会議へのリンクを貼るなど、何らかの形でリンクを貼るということは可能だというふうに考えております。

○酒井委員

この後、提案しようとしたこととお話しされてしまったのですけれども、今回、平和首長会議による公開書簡、これが平和首長会議のホームページに掲載されているわけであります。先ほどトップページとかについては、これからの今後の検討ですので、なかなか難しいのかもしれないのですけれども、今あるそうしたページに、こうした書簡についてリンクを貼ることについては、私はそんなに難しくないのかと思うのです。ぜひ、御検討願ひたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）総務課長

平和首長会議の公開書簡のページは、私どもも把握しておりますので、このページへのリンクを貼ることは可能だというふうに考えております。

○酒井委員

ぜひ、こうした平和事業について、市民の中でもしっかりと周知されて、その中でどのようなことをやられているのかが分かりやすい、そうしたことにしていきたいと思っております。

◎管理的地位にある職員の時間外勤務について

次に、管理的地位にある職員の時間外勤務についてお伺いをいたします。

この管理的地位にある職員の時間外勤務、勤務時間、集計表を見ながらお伺いしたいと思うのですけれども、こうした時間外勤務の実態について、今年の4月からの分でありますけれども、どのような特徴があるのか、まずお示ししていただきますでしょうか。

○（総務）職員課長

管理職の時間外勤務につきましては、今年度より調査を開始しておりますことから、昨年度との比較等はできませんけれども、1人当たりの時間外勤務が多い部局が、保健所、産業港湾部などとなっており、やはり新型コロナウイルス感染症関連の業務多忙と思われるものが多いというふうに考えております。

○酒井委員

そうだと思います。

ただ一方で、以前から、こうした管理職以外の時間外勤務の実績表を拝見させていただきまして、その中で見ますと同様の傾向が、保健所を除きましてあるわけであります。

そこで、先ほどの御答弁にも、コロナ禍でということが出されましたけれども、それ以外でも恒常的に、時間外勤務となっている部局が私は存在しているのではないかと思います。こうしたことについての見解はいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

恒常的に時間外勤務が多いというようなことでございましたが、令和元年度等の実績で見ると、やはり財政部、産業港湾部、福祉部など。特に財政課や港湾室、子育て支援室というところが多いのかというふうに感じております。

○酒井委員

そうなのですね。これまでも先ほど産業港湾部というようなお話が出ましたが、非常に多い時間外勤務となっております。

そこで、今の勤務時間の上限等に関してでありますけれども、原則として1か月45時間、かつ1年360時間というのがこれまで出されておりました。これが守られる見込みなのかについて伺いをいたします。

○（総務）職員課長

実際、今ほど委員おっしゃられた上限時間を超える職場というか、個人もいらっしゃいますけれども、その上限時間を超える時間外勤務を行っている方で、職員であっても、任命権者が特例業務に従事する職員として、その要因の整理、分析等を行うものとするというふうに決められておまして、まず、この部分についてしっかりやっていければ、適切に取り扱っているというふうに考えてよいと思っております。

○酒井委員

それはやはり問題であると思います。ちらっと拝見するだけでも、人数と時間数で割返しますと、既に50時間を超えている、平均で超えているところというのは、幾つも見受けられるわけであります。やはりこの原則というものは、しっかりと守られていかなければならないのであります。

それから、先ほど上限時間の特例のお話がありましたけれども、その要因の整理、分析及び検証を行うものとするということが出されておりますが、これはしっかりと出されて、何らかの形でそうした検証なども行われるというふうに確認してよろしいか、伺いいたします。

○（総務）職員課長

委員おっしゃられた検証等について、要因の整理、分析及び検証については、必ず報告されることになっておりますので、適切に行っているものと考えております。

○酒井委員

特に先ほど上限時間の特例云々の話がありましたけれども、これを出されているのは大規模災害の対象、それから緊急で処理を要する、こうしたことについては上限時間を超えて超過勤務を命じることができるというものであります。やはりそういったものがしっかりと守られていかなければならないと思いますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

上限時間を適切に守っていくように今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

○酒井委員

確認でありますけれども、1か月100時間以上超える場合においては、当該職員について、医師等の面談指導などを行うものとするということが示されておりますが、仮にこういったことがなされることになれば、そういった理解でよろしいのかどうか確認をいたします。

○（総務）職員課長

今、委員おっしゃられたとおりでございます。

○酒井委員

いずれにいたしましても、臨時緊急の場合以外に超過勤務もしないで済む、業務量にあった人員の確保、配置こそが求められていると思います。代表質問の中でも、組織改革に絡めてこの質問をいたしました。総務部としても、そういった観点で、今後、人員確保、配置、そうしたことを行っていくということが何よりも必要ではないかと思うのですけれども、見解を伺います。

○（総務）職員課長

人員配置と人件費抑制というこの二つの課題のバランス、これを取ることは非常に難しいところではありますが、今後も適切な人員配置に努めてまいりたいというふうに考えております。

○酒井委員

ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

◎小・中学校の夏季・冬季休業について

次に、小・中学校の夏季・冬季休業についてお伺いいたします。

本年度、緊急事態宣言を受けて、夏季休業や冬季休業に入ってしまったということで、本当に大変な思いを子供たちはしております。大きな負担がかかっていると私も思っております。

そこでお伺いするのが、例年の夏季休業と冬季休業の期間はどのようになっているのかお示してください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

小樽市立学校管理規則において、夏季休業日と冬季休業日は、総日数で50日の範囲内となっており、市によって若干違いはございますが、小学校は夏季休業が25日、冬季休業が25日程度。中学校は夏季休業が30日、冬季休業が20日程度となっております。

○酒井委員

そうなのです。小学校においては50日ということで、25日、25日というのはほぼ標準ではないかと思っております。

そこで、こうした夏季休業や冬季休業の期間を決めるのは一体どこになるのか、確認をしたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

学校管理規則において、校長が定め、委員会に報告することとなっております。

○酒井委員

校長が定め、教育委員会に報告するということだとお伺いをいたしました。

近年は非常に猛暑といえますか、暑い日が続いております。そうしたことから、様々な取組なども行われております。ただ、本年におきましては、新型コロナウイルス感染症に対応して、議会から扇風機を何としてでも設置してあげたいというそういった思いもあり、実際に設置したということで、一定程度はそうした暑さ対策は解消されたのかとは思っております。

ただ、この暑さ対策、扇風機が設置されたから、網戸が設置されたからといって、全て解消されるわけではないです。それから、本州の学校でもあるように、全ての教室にエアコンをというのもなかなか難しい話だと思います。ただ、こういった取組ができるのかということはあると思います。

まず、教育委員会として、こうした小・中学校の暑さについて、近年の暑さについて、どのような所感をお持ちになったのかお伺いをいたします。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

夏の暑さ対策につきましては、市教委としましては、設置していただいた扇風機などを活用し、きめ細かな水分補給に努めるとともに、子供たちの過度な負担とならないように時間割を工夫するなどの対応をするように各学校に指導しております。

○酒井委員

適切に健康管理を取っていただきたいと思います。

この休み期間でありますけれども、函館市ではこうした暑さが増えているということを踏まえまして、来年度より夏季休業を5日長い30日とすると。それから、冬季休業をその分短くして20日とする、そうした方針を固めたそうであります。実際にやるかどうかということは全く別として、こうした期間を変更するという点については可能かどうかについてお伺いいたします。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

夏季休業と冬季休業の日には、総日数で50日の範囲内となっておりますので、可能であるというふうに考えております。

○酒井委員

小樽市では、小学校では25日、25日。中学校では30日、20日という形になっております。これを合わせるという考え方もあるのかもしれないです。それから、やはり冬季に様々なレジャーなども楽しみたいという、そういった子供たちもいらっしゃると思います。一概にこうしたことを決めていくということは正しくはないのだろうと。ただ、そうは言ったって、各校長会でありますとか、関係者ですとか、いろいろな方のお話を聞きながら、今回、これを機会にということが適切ではないと思うのですが、休み期間が異なってしまったということを機会に、どうあるべきかということについて、ぜひ、広く検討していただきたいと思いますのですが、その点と考え方についてお伺いいたします。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

中学校におきましては、進路に向けた準備の期間等もございますので、今後、校長会と協議をしてみたいと考えております。

○酒井委員

ぜひ、よろしくお願いいたします。

◎就学援助について

次に、子供の貧困と教育の機会均等についてお伺いいたします。

ここでは、就学援助についてお伺いいたします。

一般質問でも高野議員が質問いたしましたけれども、就学援助の対象費目、これが従来の3費目から4費目に拡大されました。新たに拡大されたのが、卒業アルバム代等であります。こうした新たな対象費目になったことについて、小樽市教育委員会としての所感をお伺いいたします。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

卒業アルバム代等については、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の世帯にとりましては、これまで負担になっていたものだというふうに感じてございます。

○酒井委員

これまで負担になっていたということだと思うのですが、私はやはり国としても、そうした負担があるからこそ、こうした費目に加えたのではないかなと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今、委員がおっしゃられたように、国でもやはり負担になっていると考えられたことから、費目として追加されたのではないかなというふうに感じてございます。

○酒井委員

そうだと思います。今回拡大された4費目のうち、そのほとんどは全て関わるわけです。そうしたことから、今回の卒業アルバム代が対象費目に含まれたのではないかなと思います。

では、それをどうするのかという問題であります。やはり、こうした卒業アルバム代について、対象費目となつたわけですから、教育委員会としても、これを加えていくということについて、市長部局とも協議が必要なことではありますけれども、求めていくということが私は必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

これまでも市長部局と協議・検討してまいりましたが、今回、お話のございました卒業アルバム代等の拡大等につきましても、今後、教育全体で考えてまいりたいというふうに考えております。

○酒井委員

本来であれば、これがどれだけの費用がかかるのかということを含めて出していかなければならないものだと思います。以前にもPTA会費についても、どれぐらいかかるのかということについて質問いたしまして、御答弁いただいたところでもあります。どれを取り上げるのかも含めまして、私は、児童・生徒の誰もがかかるという物については対象費目としていくのが必要ではないかと。先ほどお話ありましたけれども、しっかりと市長部局に求めていくことが必要ではないかと思うのです。

特にこのPTA会費について、これについても引き続き要望していくことも必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

PTA会費等も含めまして、教育全体で考えてまいりたいというふうに思っております。

○酒井委員

先ほど、教育全体の中で判断していくというお話がありました。先ほど、小樽市総合教育会議について報告がありました。その中で様々な協議、それから意見交換などもされたようであります。

ただ、ここに出てきているのは、要望として教育委員会に出されていたのが、校務支援システム、これについて導入してほしいというようなニュアンスのお話がありました。

教育全体のお話という形になりますと、例えば、後ほど質問いたしますが、教職員の働き方についても、非常に重要な問題だと思います。それから、今お話ししている就学援助についても同様に重要な問題なのです。これは比較できるような問題ではないのです。やはり、教育の中で考えていくということになってしまったら、緊急度からすればどちらのほうが高いのだろうということになってしまっていて、結果として、後回し後回しで、いつまでたっても実現できないということになりかねないと思うのです。やはり、教育全体でというお考えよりも、必要な予算については市長部局にしっかりと要望していくことが必要ではないかと思うのです。これもいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

校務支援システムの導入のことにつきましても大事なものであるというふうには考えてございますが、就学援助等も含めて、同じようなお話になってしまいますけれども、教育全体で考えてまいりたいというふうに思っております。

○酒井委員

やはり、この費目拡大については、ずっと前の市長からも要望しているようなお話であります。なかなかそうはいっても実現できていない、限られた財源という形の中で説明されれば、それは、ある程度は、理解しなければならない分ではありますけれども、やはり現在の状況について、こういった費目を拡大していくというような状況はあるわけですから、ますます大変になってきているというのは、実態としてあると思うのです。やはり市教委としても、市長部局にしっかりと要求して、教職員それから児童・生徒、様々なそうした支援につながるよう求めているいただきたいと思っております。

◎教職員の働き方について

最後に、教職員の働き方についてお伺いいたします。

これについて、本年第1回定例会の総務常任委員会の中で質問させていただきました。結論とすれば、拙速な導入については問題だというニュアンスだったと思います。

ここで伺いたいのは、当時言ったときには、まだ道の条例については成立しておりませんでした。

それから、もう一つ大きな問題が、新型コロナウイルス感染症によって大きく変わってしまったというような状況も存在しております。それを受けて質問をいたします。

その当時、質問しておりました残業の実態でありますけれども、このときにお伺いしていたのが、小学校教員の3割、中学校教員の6割が過労死ラインとされる週80時間ほど残業しているというようなことを紹介させていただきました。先ほど、佐々木委員の質問の中で、約4割ということを出されておりました。現在においても解消されていないというのが私はあるのではないかと考えております。

そこでお伺いしたいと思うのですが、小樽市立学校における働き方改革行動計画の中で示されております目標であります。ここでは1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教職員をゼロにするというのが目標だということなことが示されておりました。現状ではどのように捉えられているのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

働き方改革行動計画の目標としている基準を達成できたかどうかということですが、こちらは先ほど佐々木委員の質問に答弁させていただいた繰返しになってしまうのですが、年間の上限である360時間を超過した教職員4割という状況、それから月45時間を超過しているのが一度でもあった教職員もやはり4割いるということなので、この目標については達成できていないという状況でございます。

○酒井委員

自ら示されたこの行動計画の目標については、今もなお達成されていないという状況が確認できたと思います。むしろ、今、この新型コロナウイルス感染症において、教職員の業務負担というのも大変大きくなっております。労働内容が増大しているという実態について、小樽市教育委員会としてはどのように捉えられているのか、どのような教職員の負担軽減策を講じられているのかお伺いいたします。

○（教育）教育総務課長

今年は新型コロナウイルス感染症の影響がございまして、学校の臨時休業等で、再開後それから休業中も、教員の負担というものはいつもとよりまして増えているというふうには認識しております。その負担を解消すべく、道教委から、スクール・サポート・スタッフ、それから学習指導員等の外部からの人材を、今年度はいつもに増して増員するような形で各学校に配置をして、その多忙感というか、負担の解消に努めているところでございます。

○酒井委員

これまででも、こうした取組というものを行っています。それ自体はよいものだと思っております。ただ、そうはいっても、この新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、ふだんよりも業務量がさらに増えている。そうした中で、同時に学校における働き方改革についても進めていかなければならないというわけでありまして。こうした新たな業務が増えることによって勤務時間を削減していくどころか、さらに今、増えていくということは明らかであると思います。

これまで進めてきた取組では、私は十分ではないのかと思います。業務量の適正な範囲とか、そういったものも含めて行っていく必要があるのではないかと思いますので、そういった取組などについてはいかがでしょうか。

○（教育）教育総務課長

これまででも、この行動計画に示された取組を逐次行ってまいりました。それを行った上でもまだ現状としては時間外の勤務というのが、目標に達していないという委員の御指摘もございます。この行動計画には、ほかにもいろいろな取組が書かれておりますが、その一つといたしましては、校務支援システムを導入することによって教員が

今まで生徒や個人情報等の転記の負担とか、そういう事務の部分を経減するものでありますので、こういうものも併せて導入するなど、さらにできる取組を一つ一つ積み重ねて、図らずも増えてしまった教員の負担を縮減すべく取り組んでいきたいというふうに考えています。

○酒井委員

こうしたシステムというのは、一つの例ではありますが、それだけでこうした業務量削減に直接的に、激減していった、この行動計画で定める1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員がゼロになるということについては、とても私は考えづらいなと思っております。

先ほどの質問とも少しかぶってしまうのですが、導入によって、長時間労働がどのように改善されるかということについて、文部科学省でも、必ずしもこれを導入することによって長時間労働が解消されるわけではないというような話でありました。小樽市教育委員会の考えはいかがでしょうか。

○（教育）教育総務課長

この1年単位の変形労働時間制を単に導入するだけで時間外勤務の縮減になるかという部分については、これだけではそれを縮減するというだけではなくて、先ほどからお話ししている様々な勤務時間縮減の取組を組み合わせることによって実現可能であるというふうに通知等にも示されておりますし、教育委員会も同様と考えます。

○酒井委員

この問題で、先ほどの佐々木委員の質問の中でも、導入に向けて行っていくというお話がありましたけれども、私は、やはりこれは導入するべきではないと思います。この1年単位の変形労働時間制を導入しなくても、現行制度の運用で十分私は可能であると思っております。何よりも、教員の長時間過密労働改善、これは何が必要かと言えば、教員を増やすこと、業務を削減すべきこと、それから給特法の残業代の不支給をやめること、こうしたことが何よりも必要だと思います。ぜひ、こうした観点も小樽市教育委員会としても、しっかりと考えていただきたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時47分

再開 午後3時09分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○松田委員

前に質問した方と重複している部分もありますが、その場合は、確認という意味で質問させていただきます。

◎職員の職場環境問題について

最初に、職員の職場環境問題について質問させていただきます。

毎年11月は、過労死等防止啓発月間ということから、先月初めに厚生労働省が主催し、北海道や札幌市が後援する形でシンポジウムが札幌で開催され、私も出席してまいりました。このシンポジウムの内容は、これまでに50人を超す過労死、パワハラ死の遺族と取材をしてきた元新聞記者の方の目から見てきた過労死の実態の講演と、過労死を防ぐために、労働環境を整える取組をしている企業からの事例報告や、現実に家族を過労で亡くされた遺族の

方の体験報告も行われ、大変有意義なものでした。

なお、過労死としてカウントされているのは、労災認定をされた人のみで、裁判を起こして労災認定によりやけどり着いた方もいることから、現実にはもっと多いのかもしれませんが。過労死はどの業種でも発生しており、特定のタイプ分けは難しく、過労死をした事例として複数の公務員の事例も挙げられておりました。私は以前に、市の職員の職場環境問題の質問もしたこともあり、今またコロナ禍にある保健所職員をはじめ、これに関連して昼夜を問わず対応して当たっている職員もたくさんいらっしゃいますし、これ以外でも、職員として職務に専念している方がたくさんいらっしゃいますので、改めて質問させていただきます。

過労の要因の一つが長時間労働だと言われています。そこで一般会計における、ここ3年間の延べ時間外勤務時間数と1人当たりの平均時間数をお聞かせください。

また、最高で時間外勤務をした方の時間数もお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）職員課長

全て職員課で押さえているものを示させていただきますと思います。

まず、延べ時間外勤務時間数であります。平成29年度、30年度、令和元年度という順番で示させていただきますと思いますけれども、それぞれ6万3,293時間、6万2,935時間、6万1,765時間でございます。

次に、1人当たりの1か月の平均時間外時間数ですが、9.9時間、10.3時間、そして9.6時間となっております。

次に、1人当たりの最高年間時間外勤務数は、956時間、1,001時間、860時間となっております。ちなみに30年度の1,001時間というのは、選挙の関係で出ている数字でございます。

○松田委員

今聞きましたけれども、また、時間外勤務の多い職場及びここ数年で時間外勤務の時間数が大幅に伸びている部署があればお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）職員課長

まず、時間外勤務の多い職場でございますが、先ほども酒井委員のときに答弁させていただいたのですけれども、令和元年度の実績で見ますと、財政課、港湾室、子育て支援室などが多いというふうに感じております。

それと、ここ数年で大幅に伸びている部署でございましたが、まず平成30年度と令和元年度を比較した場合ですけれども、港湾室、障害福祉課、都市計画課です。

次に、元年度と2年度を比較した際には、災害対策室、産業振興課、保健所と、新型コロナウイルス感染症関連の業務多忙と思われるものが多いというふうに考えております。

○松田委員

あとは、原則として、時間外勤務の延長時間の上限は、月45時間、年間360時間以内とされていますが、以前聞いたときは、本市は職員団体と36協定を締結しておらず上限に関する明文の規定は持っていないということだったので、もし36協定を結んだとしたら、この上限を超えて時間外労働をしている職員はいるのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

まず、45時間超の時間外勤務ということで捉えさせていただきますと、今年度4月～9月までの実績ということで、お話しさせていただきたいのですけれども、市長部局のみではありますが、延べ207人となっております。

○松田委員

結構いるものですね。

それで、あと、先ほども少し質問された方もいるのですけれども、一般職や係長の方は時間外勤務命令簿等で勤務時間の掌握は可能ですが、時間外勤務命令簿がない管理職の方の勤務実態というのは、どのように押さえているのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

令和元年度に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の改正というものがあまして、今年度から管理職等の時間外部分についても把握することになっております。把握の方法としては、管理職が個別に自分の自己申告で、月ごとに職員課にまとめて送付するような形になっております。最終的には職員課に来るような形になっております。

○松田委員

あと、実は、土日祝日の勤務実態は、時間外勤務命令簿や、当直室前のノートに記載されておりますけれども、閉庁日に業務されている方はどのくらいいるのか、その点について、人数を押さえていたらお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）総務課長

閉庁日における出勤した職員ですけれども、本庁舎で申し上げますと、直近の11月の実績で、11月の土日祝日の閉庁日が11日ございます。この11日に業務で本庁舎に出勤した職員が約400名おります。ですので、閉庁日1日当たりの平均でいうと、1日当たり三十六、七名ということになります。

○松田委員

私もたまに少し調べものがあって役所に来ることがあるのでございますけれども、当直室前のノートを見ますと、結構、中には忘れ物という名称で来ている方もいて、これは自分の勝手な推測ですが本当は仕事しているのかな何て思ったり、かなりいらっしゃるようなこともありました。本当は休まなければならないときに、出勤している方もいるということを今分かりました。

それで、あと一定程度、病気休暇を取ると休職扱いになりますが、現在、職員で休職中の方はどのくらいいるのか、ここ3年間の実績でお示ください。

また、長期療養中の方で、精神疾患による方はいるのかどうか。いるとしたら何人くらいいるのかどうか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）職員課長

まず、病気休職中の方、過去3年分ということで、まず平成29年度、30年度、令和元年度ということで、それぞれ53名、54名、52名、これは年度をまたいで同じ職員もカウントされている場合があります。

次に、そのうち精神疾患の方ですが、それぞれ23名、22名、19名というふうになっております。

○松田委員

かなりいらっしゃるということを知って、少しびっくりしたのですけれども。

それで、平成29年度より、50人以上の事業者は職員のストレスチェックが義務づけられました。これは精神障害による労災請求件数が年々増加し続けていることが背景にあり、労働者のメンタルヘルスの不調を未然に防ぐことを目的にしますが、小樽市もストレスチェックの義務対象事業所となっていますけれども、ストレスチェックの方法について、まずお示しいただきたいと思います。

○（総務）職員課長

専門の会社から専門のアンケートが来まして、アンケート形式になるのですけれども、大きな項目を言うと職員各自が仕事について、自分の状態、周囲についてなど、そういう項目でアンケートを回答していただきます。その後、厚生係または健康管理室で回収させていただいて、会社へ送付して分析が行われて、結果として受診した本人のストレス要因等が分析された帳票が送付されてくるというような形になっております。

また、組織別の集団分析結果も、室や課ごとに分析されて、各所属長に提出されるというふうになっています。

○松田委員

今、聞きましたけれども、ストレスチェックの結果、高ストレス者と判定され、産業医から何らかの対応を指摘

された方はどのくらいいるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

水道局と病院局を除いてですけれども、令和元年度にストレスチェックの結果、産業医より高ストレス者であるとして通知が行われた人数が173名となっております。

産業医から、何らかの対応や指摘があったのかということでございますけれども、今ほど申し上げたとおり、産業医からは本人宛てに高ストレスであることの文書通知が行われて、本人希望で産業医との面接がされるというようなことになっております。

○松田委員

あと、集団分析の結果、高ストレスとされた職場に対しては、環境改善が求められますけれども、市において、高ストレス職場と判定された部署はあるのかどうか。

あるとしたら、環境改善に向けてどのような措置が取られているのか伺います。

○（総務）職員課長

高ストレスとされた部署があるのかというところですが、これは令和元年度実績で、総合的に高ストレスとされた職場が8か所ございます。

あと、措置というところでございますけれども、集団分析が今、委員おっしゃられたとおり、あくまで職場環境の改善に生かすことに視点を置いたものでございます。所属長を評価したりだとか、誰が高ストレスなのかというのを、追及するものではございません。よって職員課から、特に措置を行うようなことはないのでございますけれども、ストレスチェック組織別集団分析結果についてというような通知において、その職場環境改善への取組として、厚生労働省のホームページに「こころの耳」というのがあります。その中の職場改善のためのヒント集だとか、あとは職場環境との改善マニュアルなどの掲載を参考にしたり、日頃から職場内コミュニケーションを大切に環境づくりに取り組んでいただきたいことを記載して進めているというようなところでございます。

○松田委員

今いろいろと聞きましたけれども、ストレスということは、長期療養中の方もかなりいらっしゃいますし、また、今170人くらいの方が高ストレスと言われているという実態、なかなかプライバシー的なものであって、どこの職場がどうのこうの、またあの人、この人ということは言えないと思いますが、ともあれ過労死については他人事ではなくて自分ごととして、また今後、小樽市としてもしっかりと、一人も小樽市役所から過労死を出さないように職場環境改善についてしっかり目指していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎避難訓練について

それでは、次の質問に移らせていただきます。

避難訓練について伺います。

昨年度の避難場所開設、今年度は避難所運営に重きを置いた訓練が、先日、桃内町内会館で行われましたけれども、私たち総務常任委員会の委員も訓練内容を見学させていただきました。最初にこの桃内町内会を選んだことについて、これは地域からの要望に基づいてなったのか、それとも担当部局が選んだことによるものか、選定理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

選定理由につきましては、こちら昨年度から、塩谷・桃内連合町会と、防災行政無線が設置された後に訓練を行いましようということで当初から計画を立てておりました。その中で、塩谷・桃内地区の中から、いわゆる実施日と避難所となる建物の規模をいろいろと考慮しながら選定をさせていただいたという経過です。

○松田委員

昨年は、避難所の安全を確認してから避難所に入るという訓練ができましたけれども、当日は小雪混じりの寒い

日でしたので、そういったことは考慮しないまま避難訓練に入りましたが、初めからその訓練は予定に入れていなかったのか、天候が悪かったことによりそのまま進めたのか、訓練内容の変更の有無についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

今回の訓練は、感染症対策を主眼とした避難所の運営を目的にしていたため、開設時に建物の安全確認を行うなどの開設の部分については、今回は当初から予定はしていなかったものです。

また、次の訓練を実施する際には、こういった開設建物の安全確認、こういったものを含めて検討していきたいと思っております。

○松田委員

少し厳しい言い方をすれば、災害というのはどんな状況でも起こるか分からないことを考えると、いろいろな悪条件の中でも訓練を行うということも大事ではないかな。今回はたまたま入ってなかったということですが、今後はそういったことについて、いろいろな条件の中で訓練を行うということと思うのですが、この点についてはどのような認識を持っていますでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

今おっしゃられたように、悪条件でも訓練という目的からは実施すべきものと考えておりますけれども、これはあくまでも、我々職員だけがやる部分については、こういった悪条件の中での訓練というのも必要と考えますが、地域の住民、市民を巻き込んだ中となりますと、健康管理の面を含めて、これは中止すべきことも検討していかなければならないのかというふうに感じております。

○松田委員

そうですね。せっかく訓練に行っても具合が悪くなった、体調不良になったというのは大変なことです。そういったことも配慮が必要なのかなと思います。

あと、昨年度と違い、今回はコロナ禍という要素が加わったことにより、個々のスペースにも間仕切りを設けたり、それから体調不良を持っている人と別室にするなど、3密回避の配慮がなされました。そのために避難所の定員の見直しを図らなければならなくなりましたが、避難する方にとって避難所にたどり着くのが精いっぱい、避難所に行ったら定員オーバーだったということもなりかねません。

そういった避難所の定員についての周知はどのようにして図られるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

現在、改訂作業をしております避難所運営マニュアル、こちらを今見直している最中ですので、その策定を決定した後に、地域住民、市民の皆様にも周知していきたいと考えております。

○松田委員

あと、この訓練終了後、訓練に参加した方から様々な御意見が寄せられたと思いますが、どのような御意見があったのか、主なものについてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

訓練参加者からは、段ボールベッドの組立ての体験など、避難所の運営についての説明を受けて理解できたというような、ある程度、好意的な意見を多数いただいております。

○松田委員

あとは、この訓練で見えてきた課題について、参加者からの声と主催者側から見えてきたものと分けてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

参加者からの意見から見えた課題としましては、避難所の備蓄品の取扱要領、これは先ほどもお話ししたとおり、

意見の中でいろいろな、段ボールベッドなどを使った後の体験型の訓練ができてよかったということを裏返すと、今まで避難所の備蓄品、こういったものの取扱いに慣れていなかったという部分が見えてきます。そういった部分が今後、訓練を行う際に、参加者の方たちにこういったものをもっと広く説明していきたい、そういうものが避難者からの意見から見えてきた課題と感じております。

また、我々、主催した側からの課題としましては、感染症対策の一環として、発熱者と平熱者の分離を図るために、基本、屋外で検温を行いまして、避難所内に誘導することとしておりましたが、当日、先ほどの話ではございませんけれども、降雨と気温が低くなったという悪条件が重なって、検温の訓練を中止したということですが、実際問題、今ここで何か被害があって、災害が発生しまして、避難所を開設する際には、こういった悪条件の中での検温測定、また気温が低下している状況の中での検温測定ができるかなど、こういった部分が感染症対策を踏まえた避難所訓練という部分についての課題というふうに考えております。

○松田委員

今回の訓練場所は考えているのか、その点について、もし決まっていたらお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

今年度中にもう一度こういった避難所訓練を計画しているところではあるのですが、まだ現在調整中でございますので、今この場ではそういった日時だとか訓練の目的などは控えさせていただきたいと思います。

○松田委員

ともあれ、何事も事前の準備の訓練が大事ですし、災害はいつ起きるか分からないことから、いろいろな角度、また課題を克服しながら、いろいろな角度での訓練を行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎選挙における新型コロナウイルス感染症対策について

では、次の質問に移らせていただきます。

3点目は、選挙における投開票所の新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

いまだ収束の気配さえ見えない新型コロナウイルス感染症ですが、人が多く集まる場所では、その感染を防ぐ取組が求められております。そういったことで考えると、選挙における投開票所の新型コロナウイルス感染症対策も行わなければならないと思います。来年は、確実に国政選挙が行われることになっていますが、一般の国政選挙と違い、衆議院議員総選挙はいつ何どき、その時期が早まるかどうか分からない選挙ですので、今から対策を考慮しなければならないと思います。

それで、投開票所の開設に当たって、国から3密回避の対策について何らかの措置を取るようにというような通知、通達はきているのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

通達についてですけれども、国からは令和2年2月26日～4月8日までの間に計6回発出されております。

また、北海道選挙管理委員会からは令和2年8月4日付で、選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症対策についてということで、より具体的な感染症対策について通知を受けております。

○松田委員

ちなみに、小樽市における投票所はどのくらいあるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

市内で47か所の投票所となっております。

○松田委員

本年7月に行われた東京都知事の選挙の際に、投票所に長い行列ができたと聞いています。スムーズに行うためには、整理員と従事者の人数も増やさなければならないと思いますが、この点についてはどのように考えているの

でしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

投票所においては、入場整理や各種消毒作業など、様々な感染症対策を行うことを想定しているため、今までの選挙に比べて業務量が増えるということは認識してございます。したがって、各投票所の従事者数の増を含め、一定の配慮が必要であると考えてございます。

○松田委員

あと、投票用紙を交付する人、受け取って投票する人、開票所で投票簿から出す人、数える人、点検する人と不特定多数の人が触ると言ったら言葉はあれですが、触る形になりますけれども、これについての何らかの対応をしないでいいのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

委員が御指摘のとおり、投票用紙を媒介として接触感染のおそれがございますので、投票所と開票所においては、従事者等への手袋の配布、着用を考えてございます。

○松田委員

記載台1台で2名記載できましたが、隣との距離を空けるために、1人で1台を使用することも考えなければならず、スペース確保が難しく、スペースの関係で会場は先ほど47か所と言いましたけれども、会場を変更しなければならない場合も出てくるのではないかと思います、その点についてはいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

記載台につきましては、例えばスペースが3こまる場合ですけれども、間の1こまを空けて運用することを想定しております。現在使用している投票所は、様々な条件を考慮して設置しており、これまでの選挙で広く住民に認知されていることから、さらに広い代替の投票所に変更することにつきましては困難であると考えられるため、現行の投票所内が密にならないように、投票所入り口付近で一定程度入場整理を行い、密を回避したいと考えております。

○松田委員

あと、筆記用具ですけれども、今まではこちらで用意したものを使用しておりましたが、今後は使い捨ての鉛筆とか、各自が持参した筆記用具を使用することも認めなくてはならないかと思っておりますけれども、こういった点の配慮についてはどのように考えていますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

筆記用具につきましては、各有権者に持参を呼びかけるとともに、投票所に設置している鉛筆については、これまで記載台に置きっ放しであったものを、投票用紙と一緒に渡すようにし、使用した後、一度出口で回収し、消毒後に再度配布することを考えてございます。

なお、使い捨ての鉛筆につきましては、いわゆるゴルフやアンケートで使用するようなものを想起しますが、細くて短いために書きにくいとの情報もございますので、今のところ使用は考えてございません。

○松田委員

あとは、今までは投票所の関係だったのですけれども、開票所は総合体育館一つですが、3密対策も必要であることから、開票には今まで以上の時間がかかるのではないかと懸念されますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

開票所としましては、現在使用している小樽市総合体育館アリーナ以外に広い適地というのはなかなか見つかりませんので、配置を工夫してアリーナを広く活用するか、人数を減らすかの選択になるかと思っております。仮に、人数を減らした場合、マンパワーが減るということになるため開票時間が伸びるであろうという予測はされますが、そ

れを言い訳にすることなく、我々といたしましてもできるだけ早く結果が出せるように、時間の軽減について工夫してまいりたいと考えております。

○松田委員

ともあれ、感染対策の観点から、資機材の調達等も今まで以上に予算がかかると思いますが、そのほか考えられる課題についてどのように考えているか伺います。

○選挙管理委員会事務局次長

まず、予算面についてですけれども、国政選挙については国から選挙委託費が交付されます。今回の新型コロナウイルス感染症対策による増額分については、国で一定の配慮を行うとの情報提供がございましたが、詳細についての通知はまだ受けていないものでございます。今後、国の動向に注視してまいりたいと思います。

また、仮に、今年度内に解散総選挙があった場合は補正予算を組むこととなり、ここから全国一斉に新型コロナウイルス感染症対策用の資機材が調達されることになります。このため、このような資機材が品不足となる懸念がございします。この点を踏まえまして、できるだけ早めの調達を心がけてまいります。

その他、考えられる課題としましては、コロナ禍の選挙ということで、従事者が十分に確保できないのではといった懸念がございします。対策を十分に取っているということを周知しまして、従事者確保に努めてまいりたいと考えております。

○松田委員

これからは3密回避の観点から、さらなる期日前投票の呼びかけだとか、また、期日前投票所の増設も考えていかなければならないのではないかと思います。この点についての御見解をお聞きしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局次長

期日前投票所の増設につきましては、選挙管理委員会の中で決定されることでありますので、この場で事務局として断定的な答弁はできないものでございますが、金銭面や人員確保など、様々な要因が絡んできますし、衆議院選挙の場合ですと、解散から選挙までの短い期間で場所を確保できるかどうかといった懸念もございします。

また、一度増設しますと、新型コロナウイルス感染症対策という一過性のものにはとどまらず、その後も恒常的に設置する必要性もございしますので、選挙管理委員会の中で慎重に判断していただかなければならないものと考えてございします。

基本的には、現行の投票所の中で密にならない、混雑しない方策を講じる必要がありまして、委員から御指摘のあったとおり、期日前投票の呼びかけであったり、また、その中でも混んでいる時間帯、すいている時間帯などの周知により、時間や日にちを分散していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○松田委員

これは少し気の早い話だったのですが、どちらにしてもいずれは考えていかなければならない問題だと思いましたが、質問させていただきました。ともあれ、しっかり今後の対策について考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎小樽市学校施設長寿命化計画（案）について

最後に、小樽市学校施設長寿命化計画（案）について質問させていただきます。

先ほど示された小樽市学校施設長寿命化計画（案）についてですけれども、計画案によると、令和3年度～12年度までの10年間とするとあり、対象施設は小学校17校、中学校12校の計29校となっていますが、その中で学校施設の目指すべき姿の中の1番目に、安全・安心な学校施設とありながら、8割以上が築30年以上たっており、中には50年以上たっているという学校もあります。そして、その半分が新耐震基準以前と聞いて少し愕然としましたが、市教委としては、このことについてどのように認識しているのか、この点について伺います。

○（教育）施設管理課長

計画の中の16ページ、17ページに、学校施設の老朽化状況というものがありまして、その中で、構造躯体の健全性というものがございます。その中の注釈で記載してございますけれども、圧縮強度が13.5ニュートンパー平方ミリメートル以下の場合はすぐ改築ということになってございますが、本市の場合は数値的には基準以上となっておりまして、長寿命化という形になります。そういう部分では、委員が懸念する、すぐという部分ではないかというふうには考えてございますが、長寿命化に向けましては、計画的に修繕等を行いまして、不具合を未然に防止する予防保全型の維持管理への転換を目指しておりますので、そういうことをやりながら、良好な学校施設として整備させていきたいというふうに考えてございます。

○松田委員

小・中学校ともに、今、児童・生徒数、学級数の減少傾向が進んでおり、望ましい学校規模の確保が難しいことから、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画に基づく学校再編は一時中断となりました。しかし、この長寿命計画（案）のあちらこちらに、この適正化基本計画の進捗状況に応じて、適宜見直しを行うという言葉が出てきます。つまるところ、現在中断している適正化基本計画が進まなければ、長寿化計画も進められないのではないかと考えるのですが、この点についての御見解をお聞かせください。

○（教育）施設管理課長

委員がおっしゃるとおり、適正化基本計画については、現在、見直しを行っているところでございますが、本日報告させていただきました小樽市学校施設長寿命化計画（案）につきましては、この計画として進める予定でございます。適正化基本計画の見直しが進んだ場合には、整合性を図りながらこの本計画についても見直しをするということになってございます。

○松田委員

あと、この適正化基本計画を中断するに当たっての説明では、児童・生徒の減少により学校運営に支障が生じる場合や施設の老朽化などによって教育環境の悪化が懸念される場合は、個別に協議が行われるというようになっておりましたが、現在協議されている学校はあるのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）主幹

適正化基本計画の見直しの間におきましても、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化により学校運営に支障が生じる場合など、教育環境の低下が懸念される学校に対しては、個別の対応が必要であると考えております。豊倉小学校が教育環境の低下を防ぐために、本年4月に朝里小学校と統合となったところでありますが、現在このような形で統合に向けて、地域と協議を行っているという案件はございません。

○松田委員

これは最後の質問になりますが、今、一時中断している学校再編は、いつ頃動き出す予定なのか、その見通しについてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）主幹

適正化基本計画の見直しにつきましては、改めて将来を見据えた学校再編の基本的な考え方について、検討を詰めることにしております。

検討に当たっては、将来を見据えた本市のまちづくりの考え方を考慮することとしており、市長部局とも協議を行っていく必要がありますことから、現状では、計画はいつ動き出すのかといった時期についてお示しできるところには至っておりません、

○松田委員

どちらにしても先ほど言いましたとおり、学校というのは本当に子供たちにとって居場所ですし、長時間いるところですので、しっかり安全性を保ちながら、みんなが生き生きと学校生活を送れるようにしていただきたい。

また、この施設についても、本当にお金がかかることですし、またいろいろな課題もあると思いますが、しっかり取り組んでいただければと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

中村岩雄委員に移します。

○中村（岩雄）委員

◎小樽市文化財について

それでは、小樽市文化財についてお伺いします。

北前船、炭鉄港に関連してお伺いしたいと思います。

まず、日本遺産では、船絵馬群が構成文化財として認められていますが、小樽市の指定文化財にこれになるのかならないのか、この辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

日本遺産の北前船におきまして、小樽市の関連では日和山ですとか旧北浜地区の倉庫群、あと今の船絵馬群など7件ですが構成文化財に位置づけられているところでございます。

この構成文化財というのは、日本遺産のストーリーを魅力的に語るのに欠かせない要素のことで、地域の活性化が目的でございます。一方、文化財保護法の文化財というのは、保存、活用していくことが目的でございまして、構成文化財にも文化財という言葉が入ってはいるのですけれども、文化財保護法の文化財とは全く違うものと考えていただきたいというふうに思っております。

日本遺産の構成文化財だから市の指定文化財になるということではないということになります。

○中村（岩雄）委員

少し切り口が違うということなのですね。

それでは、小樽市の指定文化財、これまで何点もあると思うのですが、どのようなプロセスで決められていくのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

文化財保護法では、歴史上、芸術上、学術上、鑑賞上などの観点から価値の高いものを文化財としております。所有者の同意が得られているものについて、小樽市の文化財審議会に諮問をいたしまして、専門分野の委員の意見を聞いて答申をいただき、それを踏まえて教育委員会で決定をするという流れになります。

○中村（岩雄）委員

ただ、可能性として、日本遺産に指定されているもの、船絵馬ですとか、船絵馬群としてですか、その他いろいろありますけれども、非常に価値の高いものもあるのではないかと思います。可能な限り、その辺を審議していただいて、小樽市の文化財として指定できるものがあれば指定していただく方向でいろいろまた御協力いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

文化財の指定については、要望を受けて決めるものではなく、先ほど申し上げましたとおり、小樽市の文化財審議会での審議を踏まえて決定をしていくことになりますので、審議会の委員などに調査、判断をしてもらいたいというふうに考えてございます。

○中村（岩雄）委員

塩谷・桃内地域では、今年になってから新たにいろいろと価値のあるものが発見されているわけですが、それに伴って地域でも、塩谷・桃内まちづくり推進委員会というのが立ち上がりました。秋に文化講演会なども開催しているのですが、当然、日本遺産の指定を目指すべく、いろいろな活動の展開を始めていますが、この12月に文化庁に対しての追加認定の手続を開始するとも聞いております。

同時に、地域の方々の多くは、希望として今後、小樽市の文化財指定もしていただけるとありがたいのだけれどということで、いろいろな意見も出ています。そういうことでお願いしたわけですが、それと同時に、この船絵馬などを地域で受け継いでいくに当たって、塩谷小学校があります。学校教育での関わり、これも非常に重要だと思いますし、まちづくり推進委員会の中でもそういう話が出ております。

地域に残っている価値あるものについて、学校の授業などで話してもらえよう、例えば塩谷小学校でしていただけないかと。既に一昨年、船絵馬は日本遺産指定になっていますので、これまでも市内の学校で行われているように聞いていますけれども、現在のその辺の状況についてお聞かせいただければと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

今年度から、小樽の歴史や文化などについて理解を深めることを目的として、北前船や炭鉄港に関わる内容を含めた教材「小樽の歴史」を作成し、市内全ての小学校5年生の授業で活用しております。

市教委としましては、ふるさと学習の一層の充実のため、机上で学ぶだけではなく、それぞれの地域において外部講師の活用や施設見学などの体験的な活動を積極的に取り入れ、学習を深めるよう学校に指導しているところです。

○中村（岩雄）委員

もう既に小樽の歴史という教材で、5年生の子供たちには活用しているということです。先ほど言いましたように、塩谷で発見されたものが、来年度になると思うのですが、もし日本遺産に追加となったとしたら、教材としてやはりそれも含めての何か資料をとということになるのですか。学校で、それも含めて教えていただけないことになりませんか、どうでしょう。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

様々な資料を取り入れて、それぞれの地域であるものを活用して、ふるさと学習を一層進めていきたいというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

新たに今年になってから発見されたわけですから、学校の中での準備というのはまだ整っていないかと思うのですが、今後に向けて、塩谷で新たに発見されたものも含めた指導というか、教えの中で取り組んでいただければと思います。

それから、今、船絵馬の話をしていただきましたけれども、市の文化財には、無形文化財、それから無形民俗文化財、形のない文化財がありますが、これらを保存するために、やはりどうしても後継者対策が非常に課題です。それにはまた、学校との連携が大変大事だと思うのですが、現在どのような対策を取っていらっしゃるのか、これもお聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

今、小樽市には国指定も含めて、無形文化財、無形民俗文化財に指定されているものは四つあります。松前神楽、向井流水法、高島越後盆踊り、忍路鯨魚撈の行事の四つですが、これらを伝承していくための人材育成の観点から、民俗芸能伝承事業として、学校と各文化財の保持団体に協力をしていただきまして、小・中学校での授業で踊りですとか、泳法の披露、あとは体験活動を行っているところでございます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響でなかなか計画どおりに進んでいないのですが、新たにメニ

ューに追加いたしました忍路鯨魚撈の行事について、今年10月ですが、忍路中央小学校の児童を対象に実施いたしました。具体的には、忍路の鯨漁に関する講話ですとか、労働歌のビデオ鑑賞、歌に合わせた忍路鯨場の会の皆さんの実演など、全児童を対象に行いました。

このような事業は、子供たちに地域の歴史や、身近な地元の文化財などを知ってもらう機会になるだけでなく、保護者ですとか、地域の皆さんにも周知が図られるということで伝承につながる対策だというふうに考えてございます。

○中村（岩雄）委員

視点を变えて、炭鉄港に関連して少しお尋ねしたいのですが、総合博物館本館の1階で、炭鉄港展示施設整備事業というのが新たに進められていると思うのですが、これについて何点かお尋ねしていきたいと思います、まずこの委託事業者はどのように決定されたのかお聞かせください。

○（教育）総合博物館副館長

炭鉄港展示施設整備事業の委託業者の決定方法についてでございますが、今回は一般的な入札ではなく、公募型のプロポーザル方式により、企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、事業者を決定した経緯となっております。

この方法を採用した理由についてですが、1点目は、本事業は、歴史資料に基づく正確な表現が求められること。2点目は、集客力の高い魅力的な演出が求められること。3点目は、メンテナンスを含め持続可能なシステムを必要とすること。これらの理由により、単に入札金額の低い事業者を選ぶのではなく、優れた企画を提案した適正な事業者かどうかを学識経験者等により審査する方法を選択すべきと判断しまして、これを実施したところでございます。

○中村（岩雄）委員

委託業者の選考が分かりました。

それで、この事業の目的、内容など、概要について詳しく説明していただきたいと思います。

○（教育）総合博物館副館長

本事業の概要についてですが、総合博物館本館1階、鉄道展示室において、今、最も大きな展示となっております手宮駅構内のジオラマを活用しつつ、新たな展示手法を付加することで、重要文化財旧手宮鉄道施設をはじめ日本遺産炭鉄港の構成文化財について発信するガイダンス展示として更新するものでございます。

具体的には、手宮駅構内のジオラマに、スポットライトによるライティングですとか、音声ガイダンスによる新たな演出を加えてまいります。さらに壁面部分を大型スクリーン化し、小樽における炭鉄港の理解を深めてもらう目的で、子供から大人まで、多くの来館者が楽しめるような映像コンテンツを作成し、投影することを考えてございます。

○中村（岩雄）委員

今お聞きする分には魅力的なゾーンになりそうな気がするのですが、ぜひ、期待していますので、完成までよろしくお願いしたいと思います。

それから、事業が完成してからPRですね、広報といいますかPR。これについてはどのように周知していこうと考えておりますか。その辺をお聞かせください。

○（教育）総合博物館副館長

炭鉄港展示が完成した際のPR方法についてですが、昨年、炭鉄港が日本遺産に認定され、加えまして、このたび博物館の炭鉄港展示をリニューアルするということでございまして、総合博物館としましても、小樽における炭鉄港を多くの皆様に知っていただく絶好のチャンスであるというふうに考えてございます。

つきましては、炭鉄港展示が完成しましたら、広報誌、ホームページ、あるいはフェイスブックなどのSNSに

よりPRしてまいりたいというふうに考えておりますが、特に札幌圏をはじめ、道内外の小学校、中学校の教育旅行にも活用していただきたいというふうに考えておりますので、旅行会社ですとか、各学校へのPRなども進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○中村（岩雄）委員

◎防災行政無線について

それでは、質問を変えます。

防災行政無線について質問したいと思います。

まず、防災行政無線について、これまで何度かこの場で質問しておりますけれども、災害時において住民などに対して、迅速かつ確実に避難情報の伝達を図るために、昨年度、親局を災害対策室、それから副局を消防本部消防指令センターに設置されました。そして、屋外拡声子局、いわゆる屋外スピーカーを蘭島から手宮までにかけて13か所設置したということでお聞きしておりますが、先日も机上で資料を頂きましたけれども、10月に全国一斉のJアラートの試験放送に合わせて、その13か所の子局から音声流す実際の試験も行ったと聞いております。

また、今年度、新たに錦町から銭函地区に、やはり子局を25か所設置する予定と聞いておりますけれども、今年度の整備工事の内容についてお知らせください。

それから、工事を請け負っている受注業者、そして工事の工期、この辺をお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

第1期、第2期に分けて防災行政無線工事を行っておりますが、今年度の防災行政無線工事の受注業者につきましてはでございますけれども、これは、北央・林共同企業体というJVとなっております、工事の工期につきましては、令和2年6月5日～令和3年3月19日までとなっております。

○中村（岩雄）委員

工期については3月19日までと聞きました。

少し心配なのは、特に冬期間、先日まで本当に雪が降らないで工事も順調に進んできたのかと思いますけれども、この3日間、気象庁の予報ではかなりの降雪も予測されている状況となっております。これから厳冬期を迎えるに当たって、現場での工事が、大雪ですとか、冬期間は少し心配される状況も考えておかなければいけないのかと思うのですが、この工事完了に影響しないのかというところですね。この12月上旬現在で、この工事の進捗状況がどの辺まで進んでいるのか。そして、工事完了に影響しないスケジュールなのかどうかというところ辺も少し確認をしたいと思うのですが、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

今年度の工事の進捗状況でございますが、市内25か所の屋外拡声子局の支柱の基礎工事から、上部に取り付ける音声スピーカーの工事にも既に完了しております、現場で時間を要するような工事は、おおむね完了しているというふうに考えているところでございます。

今後ですが、子局と親局を接続する、送信するための装置を取り付けまして、その電波の試験調整というのでも残っておりますが、豪雪などのよほどの気象、そういう気象条件が悪化しない限りは、予定どおり年度内の工事は完了できるというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

順調にいけそうだということで、まずは安心しました。

整備を進めることは本当に大事ですので、よろしくお願ひしたいと思うのですが、さらに重要なのは完成後、整備後の運用ですね。実際にどう運用していくのか、この辺がやはり重要だと思います。

先月の11月4日ですけれども、桃内町内会館で実際の防災行政無線を鳴らして、住民参加していただいて、避難所運営訓練が行われました。この訓練、先ほども出ています感染症対策などもありますので、今後どのように進め

ようと考えているのか、この辺をお聞かせください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

防災行政無線を使った防災の訓練、災害の訓練につきましてですけれども、まず、市民の皆さんに耳慣れをしてもらうということがまず大切であると考えております。Ｊアラートの試験放送というのが、全国一斉で年に数回ございまして、小樽市も正式に運用が始まれば、全沿岸地域だけですけれども、全水域的にこのＪアラートの試験放送を行うということになりますので、そういうふうには、この防災行政無線から本庁で聞いているようなＪアラートの放送ですが、それを防災行政無線を通じて流すようなことは計画しているというところでございます。

また、防災行政無線の訓練放送から、実際のこの避難所の避難誘導に関わる訓練ということでございますけれども、これも今回と同じように、桃内固定ということではなくて、できれば毎年場所を変えて、訓練を実施してまいりたいというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

本市では、本当に長い間、この防災行政無線というような整備がなかなか進んでいませんでしたけれども、ようやくここに立って、もう少しで完成するということですが、全国ではもう大体８割方、実際でも整備が行われているということなのです。災害対策業務として、この防災行政無線というのは、本当に常識になっているということですが、いよいよ来年度、初め38か所の屋外拡声子局の運用が始まりますが、この無線はやはり住民にとっては大変、津波などが発生したときには、本当に重要な手段となりますので、防災訓練、これはもうぜひ、定期的に行っていただきたいと思います。なおかつ、住民の方々にもやはり避難行動の円滑に避難できる、そういうものを身につけていただきたいと思うのです。

そのためには、ぜひ皆さんの御指導をお願いしたいと思うのですけれども、なおかつ、その地域、町内会との連携協働をして、今後災害対策を進めていただきたいと思いますので、それをお願いして終わりたいと思います。

○委員長

中村岩雄委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後４時16分

再開 午後４時34分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井委員

日本共産党を代表して、議案第23号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第8号ＪＲ小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について及び陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方については採択、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方については不採択を主張して、討論を行います。

陳情第8号です。

道内でも津波対策として整備している実態があります。一定の課題はあるものの趣旨は理解できるものです。

陳情第13号です。

小樽市は公立でフリースクールを設置することは不可能です。

陳情第15号です。

地域におけるコミュニティー活性化の核としても重要である塩谷小学校の存続は必要です。

議案第23号です。

来月の1月22日核兵器禁止条約が発効することが確定しています。日本が批准するのなら小樽港に核兵器を積んだ艦船は入港することができません。それにもかかわらず政府は禁止条約に調印、批准をしない立場です。したがって、小樽市独自の取組が必要です。

以上を申し上げて、討論いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第23号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、陳情第8号及び陳情第13号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第15号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。